

統合型リゾート（IR）の構成施設

施設の種類（IR整備法）	施設要件（IR整備法施行令及び国的基本方針）																		
1 国際会議場施設及び展示等施設（MICE 施設）	<p>以下の①～③のいずれかを満たすこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">類型</th> <th colspan="2">国際会議場の収容人員</th> <th rowspan="2">展示場の展示面積</th> </tr> <tr> <th>最大の会議室</th> <th>全会議室の合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>1,000 人以上 3,000 人未満 (一般的な規模)</td> <td>左記の 2 倍</td> <td>おおむね 12 万 m²以上 (極めて大規模)</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>3,000 人以上 6,000 人未満 (大規模)</td> <td>〃</td> <td>おおむね 6 万 m²以上 (大規模)</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>6,000 人以上 (極めて大規模)</td> <td>〃</td> <td>おおむね 2 万 m²以上 (一般的な規模)</td> </tr> </tbody> </table>	類型	国際会議場の収容人員		展示場の展示面積	最大の会議室	全会議室の合計	①	1,000 人以上 3,000 人未満 (一般的な規模)	左記の 2 倍	おおむね 12 万 m ² 以上 (極めて大規模)	②	3,000 人以上 6,000 人未満 (大規模)	〃	おおむね 6 万 m ² 以上 (大規模)	③	6,000 人以上 (極めて大規模)	〃	おおむね 2 万 m ² 以上 (一般的な規模)
類型	国際会議場の収容人員		展示場の展示面積																
	最大の会議室	全会議室の合計																	
①	1,000 人以上 3,000 人未満 (一般的な規模)	左記の 2 倍	おおむね 12 万 m ² 以上 (極めて大規模)																
②	3,000 人以上 6,000 人未満 (大規模)	〃	おおむね 6 万 m ² 以上 (大規模)																
③	6,000 人以上 (極めて大規模)	〃	おおむね 2 万 m ² 以上 (一般的な規模)																
2 魅力増進施設	我が国の観光の魅力の増進に資する劇場、演芸場、音楽堂、競技場、映画館、博物館、美術館、レストランその他の施設。																		
3 送客施設	<p>以下の①～④を全て満たすこと。</p> <p>①ショーケース機能：日本各地の観光の魅力や旅行者に必要な情報を、VR 等の最先端技術等を活用し、効果的・適切な方法で発信 ②コンシェルジュ機能：利用者の関心等に応じ、旅行計画を提案し、必要なサービスの手配をワンストップで実施 ③多言語対応機能：上記①・②について、英語を含め複数の外国語で提供 ④十分な施設規模：多数の来訪客に対応できる情報提供・接客や待合のスペースを具備</p>																		
4 宿泊施設	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての客室の床面積の合計が、おおむね 10 万 m²以上であること。 ・以下の①～③が国内外の宿泊施設の実情を踏まえ適切なものであること。 <p>① 客室のうち最小のものの床面積 ② スイートルームのうち最小のものの床面積 ③ 客室の総数に占めるスイートルームの割合</p> <p>※「おおむね 10 万 m²」の基準設定に先立ち開催された国の有識者会議では、次の算式について言及 一般客室: 約 40 m² × 2,000 室 + スイート: 約 70 m² × 500 室 = 115,000 m²</p>																		
5 観光客の来訪・滞在の促進に寄与する施設	上記 2 の魅力増進施設に当てはまらない劇場、競技場、美術館や、ショッピングモール等の集客施設																		
6 カジノ施設	専らカジノ行為の用に供される部分（ゲーミング区域）の床面積の上限は、IR 施設の床面積の合計の 3 %。																		

※特定複合観光施設区域整備法関連法令では、民間事業者が上記の 1～6 の一群施設を一体的に設置・運営する必要があると定められている。